

第5章 避難管理

【解説】

1 本章は、防火対象物についての避難管理上の遵守事項として、劇場等、キャバレー等及び百貨店等の避難通路の保有その他客席の構造、ディスコ等において避難上講じるべき措置、劇場等の定員管理、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の避難施設の管理等について規定したものである。

2 劇場、公会堂、キャバレー、百貨店等の入場者は、観覧等の目的で、たまたまその場所に集合した、いわゆる群衆であるから、火災、地震その他の災害が起こった場合には、異常な混乱状態に陥り、先を争って出入口に殺到し、そのために多くの人命を損傷する例が多い。

したがって、この種の防火対象物に対しては、建築基準法等において構造規制がなされ、消防法においても、防火管理者制度を定め、また、その規模に応じて一定の消防用設備等の設置を義務付けており、特に避難設備（避難器具、誘導灯、誘導標識）の設置については、特別の考慮がなされている。しかし、これらの規制のみによって、有効な避難管理を実施することは困難であって、むしろその前提要件として、入場者の過度の密集を避け、客席内に十分な避難通路を保有することがまず必要である。これが自治事務条例として本章の規定を設けたゆえんである。

3 この章における規制の内容は、劇場等、キャバレー等及び飲食店、百貨店等の防火対象物について、その客席、売場又は展示部分に、一定の基準により避難通路を保有させるとともに、政令別表第1に掲げるすべての防火対象物に設ける避難上の施設の適正な管理について規定している。

また、客が密集状態になりやすく、照明、音響等から避難管理を徹底する必要があるディスコ等において円滑な避難のために講じるべき措置について規定している。

更に、これらの防火対象物のうち、最も火災危険度の高い劇場等については、一方において、入場者一人当たりの占有部分を座席の幅、いすの背の間隔、いす席の間隔、一ますの最大収容人員等によって規制し、他方において、劇場等全体の定員を消防法施行規則第1条に規定する収容人員の算定方法と同様の方法によって算定し、この定員を超えて観客を入場させないようにすることによって、全体的にも部分的にも、観客の過度密集の防止を図っている。ただし、立見席及び大入場については、実際上当該部分の内部における観客の移動を制約することは困難であるから、全体の収容人員のみを規制しているのである。

4 劇場等の客席等については、他の法令においても種々の規制がなされているが、本章の規定との関係において多少問題となるものとしては、消防法第17条第1項及びこれに基づく消防法施行令並びに建築基準法第40条の規定に基づく付加条例がある。

(1) 消防法第17条第1項においては、『政令で定める防火対象物の関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない』ものとされ、これを受けた消防法施行令第7条において消防用設備等の種類を指定しているが、消防用設備等の規制に関しては、消防法第17条第2項の規定に基づく付加条例のほかには条例制定の余地はないわけである。また、この付加条例の規定範囲は、消防用設備等の技術上の基準の付加に限られ、消防用設備等を設置すべき防火対象物の種類及び消防用設備等の種類を、消防法施行令で指定するもの以外に拡張することはできないと解せられている。

したがって、本章に規定する避難通路が消防用設備等の範ちゅうに含まれる限り、条例でその設置を義務付けることはできないことになる。しかし、本章の避難通路は、座席等の配置によりいわば結果的に保有される空間であって、通路（床面）の構造自体については何ら規制していないものであるから、「設備」という概念には該当せず、第17条の趣旨に反するものではない。

- (2) 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めることを目的として制定されたものであるが、同法及び建築基準法施行令中には、避難通路等本章の規定内容と直接競合する規定は存しない。しかし、同法第40条及び第43条第2項の規定に基づく付加条例（建築基準条例、建築安全条例等と呼ばれる。）の中には、避難通路の設置等に関する規定が設けられている例があり、その内容と本章の規定とが一致しない場合の効力が問題となる。特に、この付加条例は、一般に都道府県条例として制定されているため（法律上は、都道府県条例、市町村条例のいずれで規定することも可能であり、現に建築主事を置く市町村においては、この付加条例を市町村条例として制定している例がある。）、火災予防条例がこの建築基準条例に抵触する場合がある。

この問題については、次のように考えられる。まず、建築基準法第40条による条例の制定範囲が、「建築物の敷地、構造又は建築設備」に関する制限に限定されており、座席の間の空間を保有するための配列方法に帰着する避難通路の設定及び維持、更には観客一人当たりの専有面積等に関する規制が、果たして建築構造又は建築設備（建築基準法第2条第3号の定義参照）に関する制限とどういうのかについて疑問が存する。また、劇場等の竣工後においては、これらにおける観客の避難管理、定員管理に関する指導は、現実には消防機関が主として行っている。更に、沿革的にみても、戦後、消防機関による避難管理に関する規制は、昭和23年の東京都公衆集合所等火災予防条例をその端緒とし、建築基準条例中に避難通路等に関する規定を挿入した当時においては、既に大都市の火災予防条例中に同趣旨の規定が現存し、実際に適用されていたものである。したがって、このような事情を考慮すれば、国の法令による規制を欠く現段階においては、火災予防条例において規制するのが最も自然な姿であると考えられる。ただ、いずれにしても、現実の問題としては、都道府県の消防主管部局と建築主管部局との間の協議により、円滑な運用を行い、もって災害予防の目的を十分に達成するように配慮すべきである。

- (3) 興行場法では、同法第3条第2項の規定に基づき、営業者が講じるべき興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を都道府県条例により定めることとされている。

これに基づき、各都道府県で定めている興行場衛生措置基準等に関する条例（又は興行場法施行条例）の中には、通路の保有の基準を定めているものがあつた。

しかし、平成2年10月に興行場法施行条例準則の改正が行われ、通路の保有の基準の規定を設けないこととされ、各都道府県で定めている興行場衛生措置基準等に関する条例（又は興行場法施行条例）についてもこれに準じた条例の改正が行われてる。

(劇場等の客席)

第63条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル)未満としてはならない。
 - ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。
 - オ アからエまでに定める通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、劇場等(第32条第1項参照)の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立ち見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。
- 2 本条及び次条において「客席」とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部(舞台、楽屋、大道具室、小道具室)等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であつて、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部分にほかならない。
- 3 客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、同条第1号は、いすを床に固定することを原則とした。
- 4 第2号の「いす席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの

又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定することとなる。

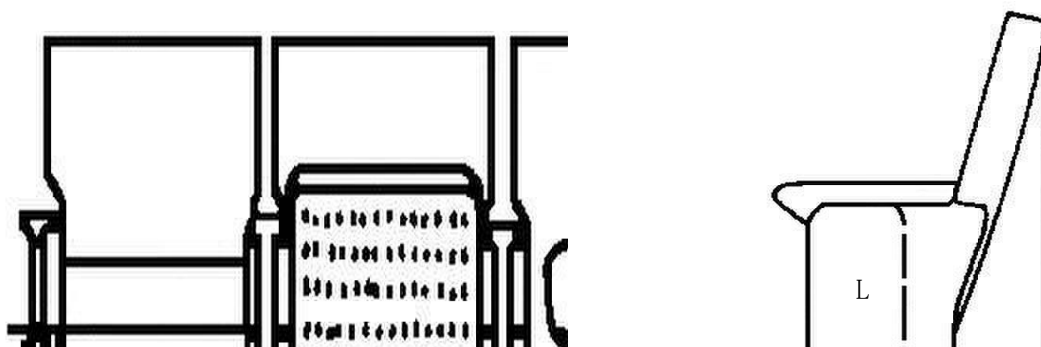
「**座席の幅**」とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。

したがって、長いいすにあつては、その幅が例えば2mである場合には、一のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。また、第5号アの規定との関係上、例えば、幅4mの長いいすを使用しても8人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

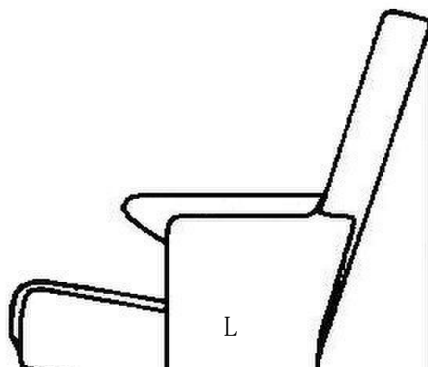
なお、第2号の規定は、いす席を設ける客席の部分についての規定であつて、ます席、立ち見席等における入場者一人当たりの占有幅については言及していない（図1参照）。

ア いす背の間隔と座席の幅

イ 自動的に座が跳ね上がる方式のもの



ウ 座の跳ね上がらないもの等



L : いす席の間隔 \geq 35cm

図1 いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅

5 第3号の「**立見席**」には、いわゆる待見席を含む。立見席は、他の客席部分に比して、入場者の密集度が最も高く（第70条の定員の算定方法参照）、この設置を無制限に認めることは、いったん災害が発生した場合に避難に支障を来すおそれ大きい。そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行きは2.4m以下としたものである。

したがって、映画館等において客席の側方に設ける待見席は認められない。この点に関し、客席の側方の通路の幅が第5号アで規定する幅員を超える場合においては、その超える部分には、待見席として観客を收容しても差し支えないではないかとの論議も生じるかもしれない。しかし、この間の境界は不分明で、観客の越境により避難通路の効用を妨げるおそれがあるので、ここではこれを禁じることを原則とする趣旨である。

- 6 客席の最前部に設ける「手すり」は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止するためであるから、第4号の「最下階」とは、劇場等が一の建築物の2階以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階をいうものと解すべきである。一般には、最下階が主階となっている場合が多い。
- 7 「横に並んだいす席(ます席)、縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦と、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。
- 8 第5号の「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、次の表1のように最大20席まで認める。

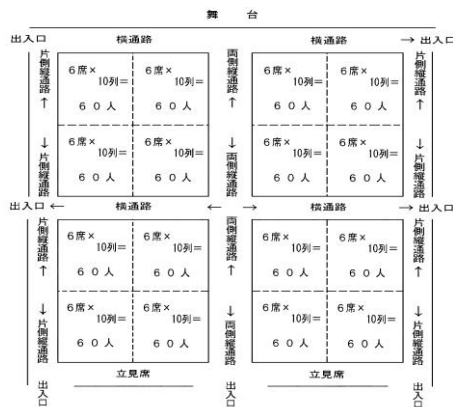
表1 いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35以上47未満	$8 + (A - 35)$
47以上	20

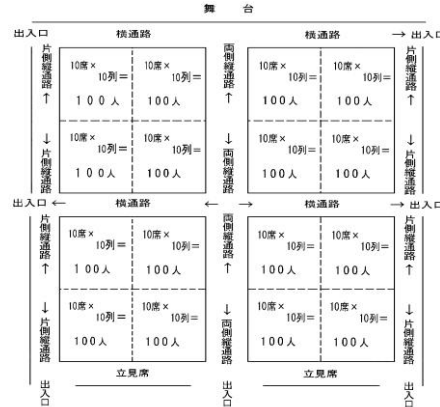
- 9 各通路の算定幅員の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長又は消防署長がその避難計画が適正であるかどうか判断することとなる。その際に、基本的に、座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。

なお、算定幅員は各通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6 cmを乗じた幅員とする(図2及び図3を参照)。

ア 12席×20列の座席配列の場合



ロ 20席×20列の座席配列の場合



両側縦通路の計算
 $6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 72 \text{cm} < 80 \text{cm}$
 したがって、両側縦通路の幅員を80cmとする。

片側縦通路の計算
 $6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 36 \text{cm} < 60 \text{cm}$
 したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算
 $6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 72 \text{cm} < 100 \text{cm}$
 したがって、横通路の幅員を100cmとする。

図2 劇場の座席配列の設計例(その1)

両側縦通路の計算
 $10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 120 \text{cm} \geq 80 \text{cm}$
 したがって、両側縦通路の幅員を120cmとする。

片側縦通路の計算
 $10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 60 \text{cm} \geq 60 \text{cm}$
 したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算
 $10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm} / \text{人} = 120 \text{cm} \geq 100 \text{cm}$
 したがって、横通路の幅員を120cmとする。

図3 劇場の座席配列の設計例(その2)

- 10 算定幅員を定めるときに用いる0.6cm/人という係数については、従来の条例で規定していた通路幅員と客席との関係をもとに、従来と同等以上の安全性を確保できる数値として定めたものである。
- 11 通路の幅員については、9により算出された算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては60cm、それ以外の縦通路にあつては80cm、横通路にあつては1mとする。）のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも各通路ごとに定まる幅員を下回る幅員としてはならない。
- なお、大劇場等では、通路幅員をかなり広くとる必要があることとなるが、避難計画、劇場の安全性が十分確認できる場合にあつてはこの規定によらなくてもよい。
- 12 第5号オの「**避難口**」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「(出入口を含む。）」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入りには使用しない、いわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。
- 「**直通**」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通じる」というほどの意味であつて、「直線的に通じる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でない。

(劇場等の屋外の客席)

第64条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

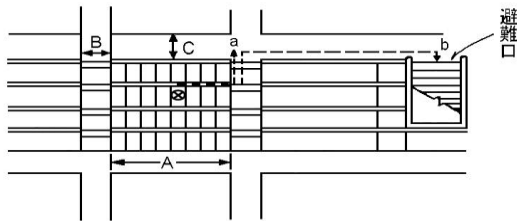
- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の堅固な手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。
- 2 陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比して、火災により生じる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動揺の度合いも少ないのが通常であるので、総体的に避難管理がより容易であるといえることができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基

準を若干緩和した形となっているのである。

- 3 第2号の「**いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合**」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。
- 4 屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第3号は、奥行き3m以下ごとに手すりを設けることを規定した。
- 5 第4号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離40mの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。(図参照)。



A	10席 (いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席) 以下
B	80cm
C	1 m
a	各座席から歩行距離15m以下
b	各座席から歩行距離40m以下

図 いす席を設ける客席の構造例

- 6 5と関連して、第4号アの通路とイの通路(いす席の場合)及びウの通路とエの通路(ます席の場合)は、それぞれ、双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えないものと解する。

(基準の特例)

第65条 前2条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

劇場等の客席の基準については、災害発生時に入場者が安全、かつ、迅速に避難することができることを目的としているが、個別の状況(位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等)から判断して入場者の避難上支障がないと認めるときは、本条を適用し、規定の全部又は一部を適用しないこととする。これにより、典型的な劇場等だけではなく、客席のうち、その規模、形態又は使用の目的等が予想しない特殊なものについても、避難上支障がないものについてはその設置を認めようとするものである。

例えば、第63条第1号及び第64条第1号の規定について、第63条第1号で説明したように、いすを床に固定することを原則としているところであるが、すべての劇場等について、一律にこの規定を強制することは、規模により困難である場合が予想されるので、本条の規定を適用し、消防長又は消防署長が劇場等の位置(周囲に十分に広い空地がある場合等)、収容人員(第70条の規定による定員が少ない場合、入場者の密集度が低い場合等)、使用形態(催物の内容、観客層等)、避難口その他の避難施設の配置等(避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合、警備員の配置等)から総合的に判定して、入場者の避難上支障がないと認めた場合は移動式のものとする事ができる。

ただし、特例の適用については、第63条及び第64条の基準と同等以上の入場者の災害発生時の安全

確保が条件となることから、特例の適用申請に際しては、十分な判断ができる資料が必要であり、慎重に判断する必要がある。

また、第63条第5号において第65条を適用する場合「**入場者の避難上支障がない**」とは、避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合等に限定されず、同条第5号アからオまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等以上の効果を有するように避難通路を設ける場合をも含むと解すべきである。

例えば、テーマパークのアトラクション等にある座席配列（座席の横の列の数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、更に、出入口は外部又はロビー等に通じている。）等を行う場合にあっては、これに該当するものである。

また、全席立見席とする場合にあっては、本条によることとなる。

第64条第4号の趣旨については、第63条第5号場合と同様であるが、ただ、屋外の客席は、その形状、構造等が千差万別であるので、第65条の規定の適用を認めなければならない事例が、屋内の客席に比して、はるかに多いことが予想される。

（キャバレー等の避難通路）

第66条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。
- 2 キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。
- 3 「**階のうち**」とは、本条例は階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を合計して、規制するかしないかの判断を行うものである。
- 4 「**飲食店**」とは、政令別表第1(3)項口に限らず、実態として客席において飲食を提供する店舗をいう。
- 5 「**避難口**」とは、各店舗の出入口、店舗内に存する直通及び部分階段の降り口、屋上広場の出口を含む。
- 6 「**有効幅員**」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6m（飲食店にあっては1.2m）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。
- 7 「**避難通路**」について、厨房等の客席以外の部分を介して避難口へ至る必要がある場合は、当該客席以外の部分にあっては避難通路を確保する必要がある。また、本条の適用を受ける店舗のうち、床面積150m²以上ある階から床面積150m²未満の階を通じて避難しなければならない対象物にあっては、床面積150m²未満の階においても階段等から避難口に通じる通路を有効に確保するよう指導すること。
- 8 「**7個**」とは、いすの個数ではなく、テーブル等を含んだ一の座席のかたまりをいうものである。ただし、カウンター席の場合等で個数を算定し難いときは、おおむね歩行距離10mとして運用する。

(ディスコ等の避難管理)

第67条 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の避難管理を徹底することから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講じるべきことを定めたものである。
- 2 「**ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの**」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 3 本条はディスコ等において自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに、避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置を採るべきことを規定しているものである。そのためには、ディスコ等の関係のある者が音響、照明の操作室等に常駐するとともに、非常時において直ちに通常の照明が点灯できるように点灯スイッチを手近に設置するなどの措置を指導すること。
なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう、特に留意すべきことについて併せて指導すること。
- 4 本条は、第73条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用される。
- 5 本条と第66条は選択的適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等にあっても、第66条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。

(個室型店舗の避難管理)

第67条の2 カラオケボックス、インターネットカフェ(省令第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、漫画喫茶(省令第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。)、テレフォンクラブ(省令第5条第2項第2号に規定する店舗をいう。)、個室ビデオ(省令第5条第2項第3号に規定する店舗をいう。)その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗の関係者は、避難通路の通行を妨げないようにするため、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸(外開きに限る。)を開放した場合において自動的に閉鎖するものとするにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

【解釈及び運用】

- 1 平成20年10月に発生した大阪市浪速区内の個室ビデオ店火災を受けて、総務省消防庁が、全国の実

態調査、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、「予防行政のあり方に関する検討会」において、カラオケボックス、インターネットカフェ、個室ビデオ等の個室型店舗の防火安全対策について検討され、取りまとめられた。その結果を踏まえて、消防法施行規則の一部が改正され、自動火災報知設備の機能強化、通路誘導灯等の対策が講じられたことに加え、本市において、個室型店舗の更なる安全確保を図るため、外開き戸の自動閉鎖等の避難管理上の措置を講じるよう規定したものである。

2 本条は、個室型店舗の安全の確保を図るため、次に掲げる措置を講じることを義務づけたものである。

(1) 遊興個室の避難経路に面して設ける外開き戸を自動的に閉鎖する構造とし、これを適切に管理すること。

(2) 非常時には、直ちに個室型店舗内に避難上有効な明るさを確保すること。

(3) 人目に触れやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、利用者等に対し、避難方法等について周知すること。(条例第 69 条で規定)

3 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。

「**その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）**において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗」とは、政令別表第 1(2)項ニに掲げる用途に類する個室型店舗を想定しており、省令第 5 条第 2 項第 2 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗及び同項第 3 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 1 号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）に該当しない個室型店舗を含むものであること。

ただし、貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まない。

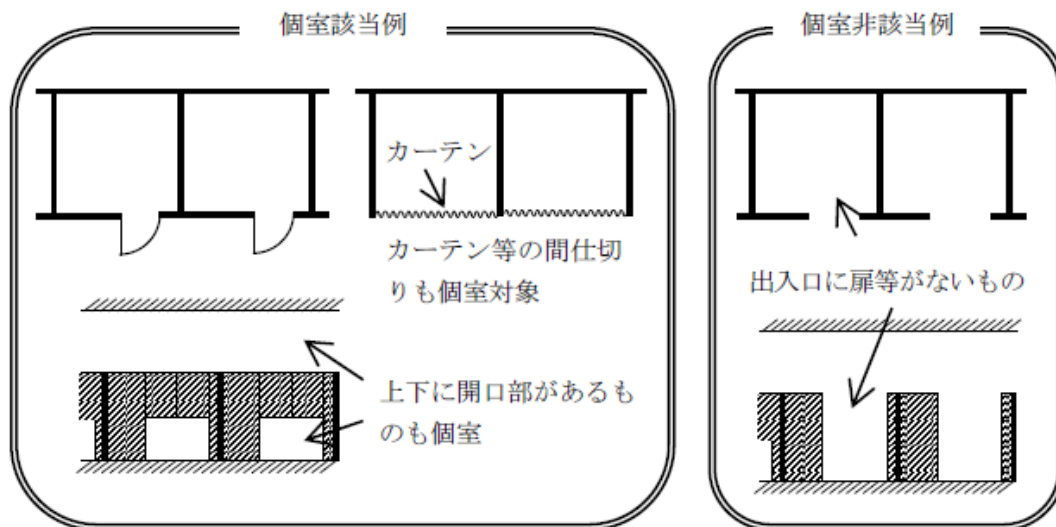
4 「**遊興の用に供する個室**」（以下「遊興個室」という。）には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興個室には含まれないものであること。

5 「**これに類する施設を含む。**」とは、政令別表第 1(2)項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

例えば、床面及び天井面を除いたすべての面が、間仕切り壁、パーティション、建具、カーテン等で囲まれているもので、上下に欄間等の開口部を有するものは個室に含む。

また、出入口に扉等が設けられていないものは、「床面及び天井面を除いたすべての面が囲まれている」に該当しないため、個室ではないものである。



6 「避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸（外開きのものに限る。）」とは、遊興個室の出入口の扉として、外開き戸、内開き戸、引き戸、スイングドア、折戸など（カーテンやパーティションで仕切られたものを含む。）があるが、遊興個室の出入口として避難通路に面した部分に設けられる避難通路側へ開く構造の扉を規制の対象とするものである。



○：規制の対象となる避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）

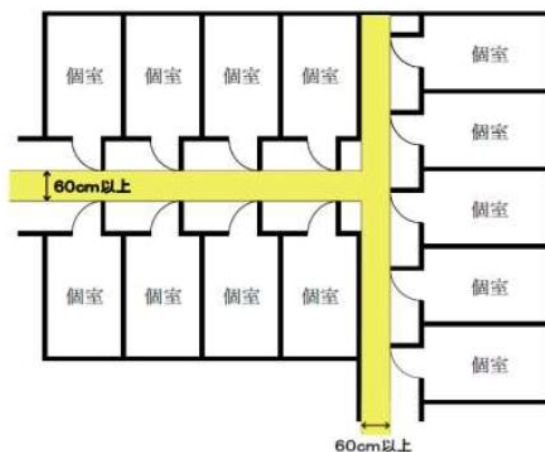
7 ただし書の「当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるもの」の適用に当たっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

- (1) 遊興個室の外開き戸が、開放されたどの状態であっても、この個室が面する避難経路の有効幅員が十分に広く、避難に支障がないものと判断されるものであること。
- (2) 「避難通路の幅員を十分に確保できるもの」とは、避難通路の片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との幅、また、避難通路の両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅がそれぞれおおむね60cm以上確保できているものであること。

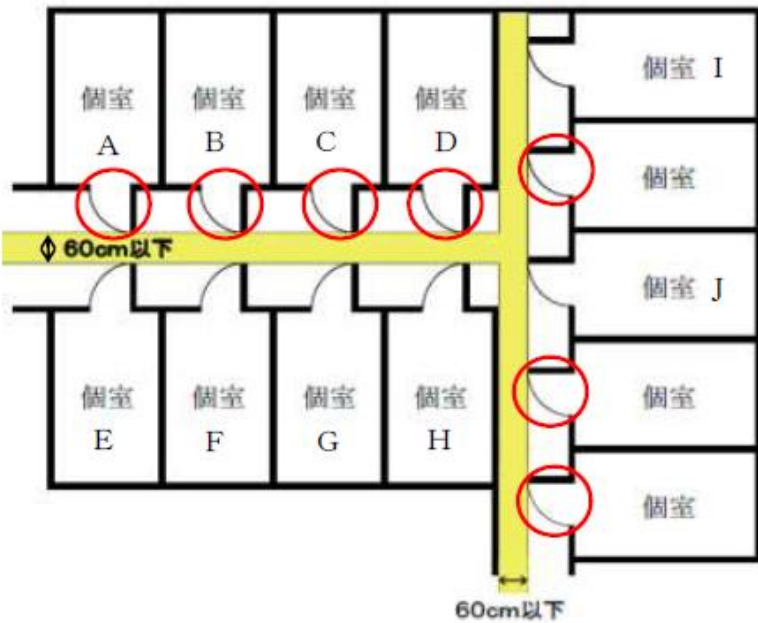
《避難に支障がないと認められる場合》

対面又は避難通路の内壁に面する個室の外開き戸が、開放されたどの状態であっても避難通路の有効幅がおおむね60cm以上確保できている場合

* おおむね60cmとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである。



《避難に支障がないと認められず、個室の外開き戸に自動閉鎖措置をとる必要がある場合》



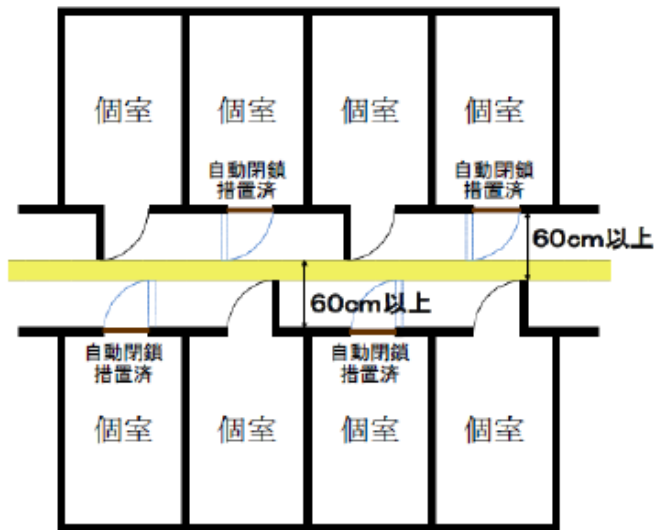
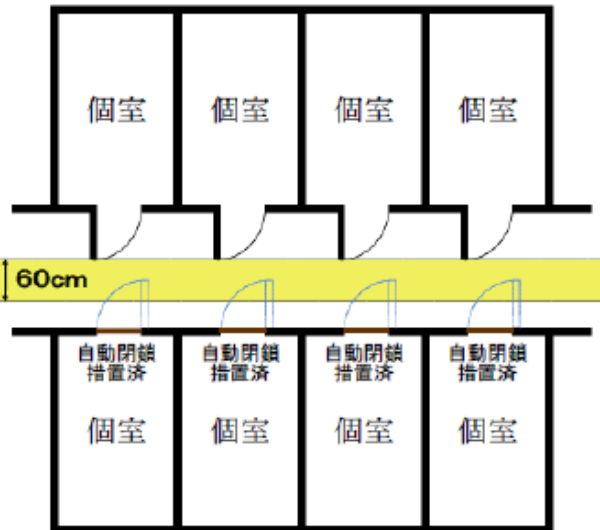
- ・個室E、F、G、Hの外開き戸は、対面する個室A、B、C、Dの外開き戸が自動閉鎖措置されることにより避難通路の有効幅が60cm以上確保されているもの
- ・個室Iの外開き戸は、開放されたどの状態であっても他の個室の客の避難障害とならないもの
- ・個室Jの外開き戸は、開放されたどの状態でも、他の扉や通路の壁等との間に60cm以上の有効幅員が確保されているもの

○：自動閉鎖措置が必要な外開き戸

(3) 遊興個室の避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）を自動的に閉鎖する構造とする場合にあっては、できる限り避難通路の有効幅員が直線状に確保されるよう指導すること。

《有効な措置例》

《有効性に欠ける措置例》



8 個室型店舗以外の政令別表第1に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、本条は適用されるものであること。

(百貨店等の避難通路等)

第68条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外に通ずる避難口又は階段に直通する有効幅員1.2メートル(売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解釈及び運用】

1 本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、更に百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

2 売場又は展示場（以下「売場等」という。）とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であつて、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂来客等の集合しない部分は、本条の適用はない。

3 第1項

(1) 「**屋外に通ずる避難口又は階段に直通する**」とは、避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外への避難口に、避難階以外の階にあつては下階（地階の場合は上階）に通じる階段に直通する、の意味である。この場合において、「**階段に直通する**」とは、階段へ通じるすべての出入口に主要避難通路を直通させることをいう（図1、図2参照）

なお、「**直通**」については、第63条の【解釈及び運用】13を参照のこと。

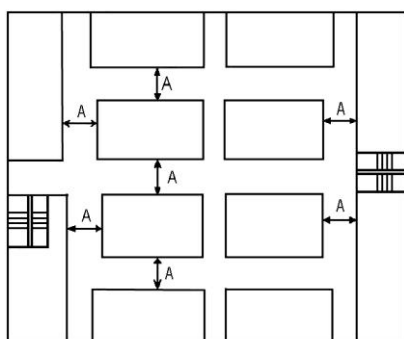


図1 階段に直通する主要避難通路の保有例

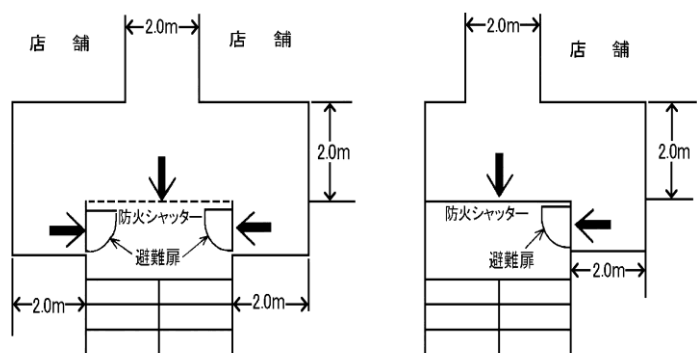


図2 階段付近の主要避難通路の設置例

(2) 主要避難通路に建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備のうちの防火シャッターを設ける場合であっても、当該防火シャッターに近接して常時閉鎖式防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。）が設けられ、かつ、当該防火戸へ至る通路を避難上有効に確保されているときは、当該主要避難通路を本項の規定に適合しているものとして取り扱う。（図

3 参照)。

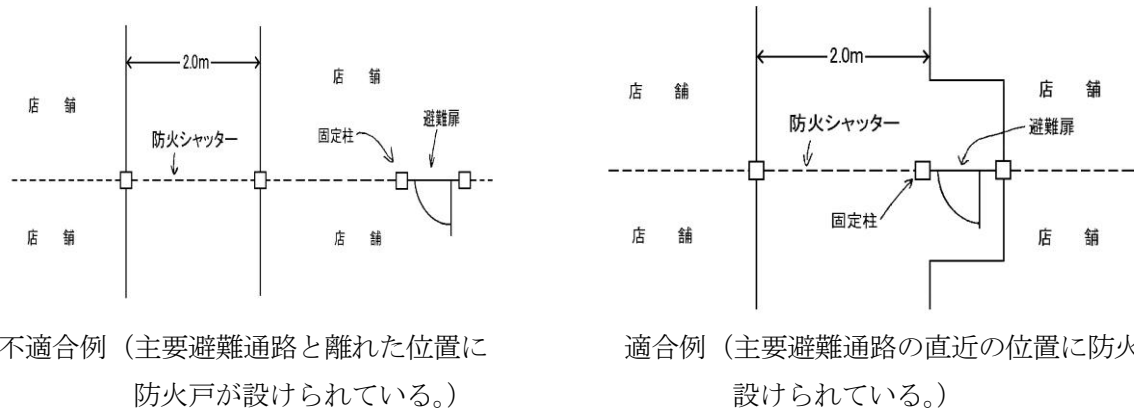


図3 主要避難通路における防火シャッターの設置例

- (3) 来客の集合しない部分に設けられた階段であっても、来客が避難時に使用する階段であれば、売場等から当該階段に至る通路の幅員は、主要避難通路と同じ有効幅員を確保するよう指導すること (図4 参照)。

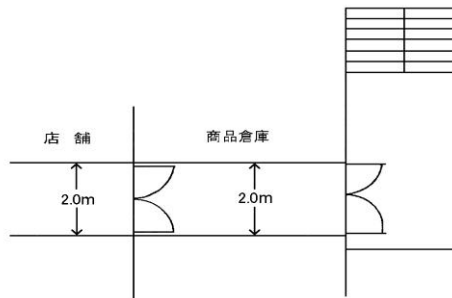
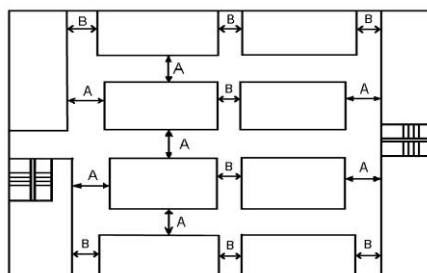


図4 階段に至る通路の幅員

- (4) 物品販売業を営む店舗のうち、家具店、古美術店、仏具店等、常時多数の客が入らない業態で、その階の店舗部分の床面積が 300m^2 未満のものにあつては、次の各条件を満たす場合は、この規定によらず通路幅を有効75cm以上とすることができる。
- ア 売場等の階数が2以下で、かつ、避難階及びその直上階若しくは直下階のみのものであること。
 - イ 避難階にある売場等には、歩行距離30m以内に屋外への出口があること。
 - ウ 避難階の直上階又は直下階にある売場等には、歩行距離20m以内に直通階段 (避難階において歩行距離10m以内に屋内へ出口を有しているものに限る。) があること。

4 第2項

- (1) 「**補助避難通路**」については、売場等の各部分から歩行距離15m以内で主要又は補助避難通路のいずれかに達することができるよう配置するものとする。
- (2) 主要避難通路及び補助避難通路の保有例を図5に示す。



A (主要避難通路)	幅	売場等の床面積
	1.2m以上	150m ² 以上
B (補助避難通路)	1.6m以上	300m ² 以上
	1.2m以上 (売場等の床面積が600m ²)	

図5 主要避難通路及び補助避難通路の保有例

5 屋上広場とは、建築基準法令に基づき、又は任意に設置された避難用屋上広場をいう。

(1) 「**避難の用に供することができる屋上広場**」とは、次に掲げるものをいう。

ア 屋上の直下階から数えて5以内の階（避難階を除く。）のうち、床面積が最大の階の2分の1以上の面積を有するもので、建築基準法施行令第126条第1項に規定する手すり等を設け、かつ、階段が下階から通じているものをいう。

イ 屋上広場が2以上の階の屋上にまたがる場合で、屋上広場相互を屋外階段又はスロープで避難上有効に連絡されているものは、その面積を合算したものを屋上広場の面積とする。

(2) 「**避難上有効に**」とは、若干のベンチ、植木鉢等については、有効に確保されているとみなすことができる。

(避難経路図の掲示等)

第69条 百貨店、旅館、ホテル、病院その他火災が発生した場合に多数の人命に危険を生ずるおそれのある防火対象物においては、次に定めるところにより、避難上必要な措置を講じなければならない。

(1) 各室及び廊下等人目につきやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、利用者等に対し、避難口、避難階段及び避難器具の設置場所、災害発生時の通報及び避難の方法等について周知させること。

(2) 就寝施設を有するものにあつては、収容人員数に応じ、就寝場所に適正な数の携行用電灯を常備すること。

【解釈及び運用】

本条は、人命安全を図るため、人命危険を生じるおそれのある防火対象物に対し、避難経路図の掲出及び携行用電灯の常備を義務付けたものである。なお、百貨店については延べ面積が1,000平方メートル以上のものを対象とする。

1 第1号

(1) 「**人目につきやすい場所**」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 百貨店等：階段、エレベーターホール及びエスカレーターの乗降口並びに喫煙所等の部分

イ 旅館、ホテル、宿泊所：客室、廊下、階段及びロビー等の部分

ウ 病院等：病室、待合所、廊下及び階段部分

エ 劇場等：ロビー、喫煙所及び廊下、階段の部分

オ 蒸気浴場、熱気浴場等：受付、待合及び脱衣室部分

カ 地下街：通路、階段及び地上への出入口部分

キ 個別型店舗：遊興個室、受付、待合所等の部分

(2) 避難経路図とは、現在地から屋外へ通ずる避難経路を示すものであり、現在地が一見して分かる次の事項が記載されたものである。

ア 避難施設及び避難器具の設置場所

イ 現在地からの2以上の避難経路

ウ 避難上の留意事項

(3) 避難経路図の大きさについては、特に定めはなく、設置場所に応じた大きさとするができるが、誰もが一見して現在地と避難経路が識別できるものとしなければならない。

(4) 作成例として、避難経路図の大きさは、おおむね1 m×1 m以上を基準として緑色による縁取りを施し、上記(2)の事項が記載され、現在地から2方向以上に避難できる経路を赤色で示したものなどがある。

〔作成例〕



(5) 「周知」とは、場内放送、注意書き、施設設備の利用案内書への記載、口頭等の方法によるものとする。

(6) 就寝施設が避難階に限られる防火対象物で、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおせ、当該避難口に至る歩行距離が20m以下である場合は、避難経路図の掲示は必要ないものとする。

2 第2号

(1) 「適当な数」とは、1室に1個の割合とする。大部屋にあっては、おおむね5人に1個とする。

ただし、カプセル型の就寝設備を設置する宿泊施設にあっては、一のカプセル型の就寝設備に1個の割合とする。

なお、病院又は社会福祉施設等で、入所者等が職員の誘導のもと避難することが想定される防火対象物については、宿直室等におおむね宿直者数に対応する数を設置することで足りるものとする。

「携行用電灯」とは、避難に支障のない照度を有する携帯型のライトをいう。(キーホルダー型のライト等は除く。)

(劇場等の定員)

第70条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 一のます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【予防規則】

(標識及び表示板等)

第16条 条例第17条第1項第7号（条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第17条の2第2項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第23条第3号、第32条第2項及び第4項第2号並びに第70条第4号に規定する標識又は表示板等の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

別表（第16条関係）

標 識 等 の 種 類		大きさ及び色			
		大きさ		色	
		幅	長さ	地	文字
略	略	略	略	略	略
6	条例第70条第4号に規定する定員を記載した表示板	30センチメートル以上	25センチメートル以上	白	黒
7	条例第70条第4号に規定する満員札	50センチメートル以上	25センチメートル以上	白	黒
略		略	略	略	略

【解釈及び運用】

- 1 本条は、いわゆる定員管理に関する規定であつて、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。
- 2 第1号

第1号の規定による定員が入場者1人当たりの占有部分、避難通路の数及び幅員等によって定まる客席の各部分の収容許容人員の合計数を超える場合においては、これらの部分を有する劇場等の定員は、第1号の規定にかかわらず、各部分の具体的収容許容人員の合計数を超えて客を入場させることはできない（いずれか少ない数による。）ものとする。
- 3 第1号ウ「**その他の部分**」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場を設ける部分その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。
- 4 第2号

客席内の通路は、すべて第2号の避難通路に該当し、第63条から前条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することができない。

したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。
- 5 第4号

定員表示板に表示する数は、2に述べたいずれか少ない数を記載すべきである。

なお、関係者がこの条例の規定により算出される定員を下回る数を定員と定め、これを表示すること

は妨げない。

- (1) 「**表示板**」とは、予防規則別表（規則第16条関係）(6)及び(7)に掲げるとおりである。
- (2) 「**その他公衆の見やすい場所**」とは、例えば入場券販売窓口、外壁等をいう。また規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場販売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ掲出しなければならない。

(避難施設の管理)

第71条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、滑り等を生じないように常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けないこと。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備の設置及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口を設ける戸の管理について規定したものである。
- 2 廊下、階段、出入口（非常口）等については、主として建築基準関係法令に、その設置についての技術上の基準が定められており、特に建築基準法施行令第5章第2節には、特殊建築物等に設ける廊下、階段、出入口の設置個数、配置方法、幅の合計、構造等に関する具体的な定めが設けられているが、本条は、建築基準法関係法令に基づき設置された避難施設等のみに限定した規定ではない。

「**避難口**」とは、非常時の避難専用として設けた開口部及び日常、人が出入りするために設けた開口部のうち非常時の避難のためにも使用する開口部をいい、本条において具体的には次に掲げるものを対象とする。ただし、従業員用の通用口等、避難のために使用することを想定していない出入口については含まないものとする。

- (1) 屋内から直接地上に通じる出入口及びその附室出入口
- (2) 避難階又は地上に通ずる直通階段及びその附室の出入口
- (3) 第63条、第66条又は第68の規定により設ける避難通路を通じさせる出入口

「**その他避難のために使用する施設**」とは、ひさし、スロープ、ドライエリア（階段、タラップ等で地上に通じているものに限る。）などをいう。

- 3 第1号の「**つまずき、滑り等を生じないように**」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凸凹などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、例えば、ノンスリップタイルなどの滑り止めを設けることをいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。
- 4 第2号は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸一般について、外開きを原

則とすることとした。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないことに注意を要する。

「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が180度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。

「避難上支障がないと認められる場合」とは、避難口付近で大規模な滞留等が発生するおそれのない場合等をいい、利用者の人数、避難口の大きさ、避難口の数等個別の状況に応じて判断する。

「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸、シャッター等が考えられるが、シャッターの場合は、くぐり戸付きに限るものとする。

(防火設備の管理)

第72条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備に関する管理上の基準を規定したものである。
- 2 建築基準法令に基づき設置された防火設備が有効に機能するよう定めたもので、建築基準法施行令第112条第14項の常時適法な状態に維持することは包括的なもので、本条においては、具体的に維持管理義務を定めたものである。
- 3 防火設備の作動方法は、火災の際、煙感知器等と連動して防火設備を作動させる方式と常時、機械的に防火設備を閉鎖し又は作動させておく方式等がある。
自動販売機、看板、商品、机、椅子、ロッカー、棚、かさ立て、玄関マット等防火設備の閉鎖又は作動障害となる物件を放置しないこと。
- 4 火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは目的に反することから、当該防火設備の近くには、火炎の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

「防火設備に近接」とは、当該防火設備の周辺のおおむね1m以内とする。

- 5 防火設備の閉鎖又は作動範囲に物件を存置した場合、火炎や濃煙が階段等を経て急速に上階へ拡大することが予想されることから、床面等に当該防火設備の閉鎖又は作動範囲を表示することが望ましい。
- 6 床面等に表示とは、次に掲げる方法をいう。

ア たて穴区画以外の部分に設置された防火設備

物件を存置してはならない範囲の床面とそれ以外の床面を明確に区別できるような色彩、模様、材質等で表示すること（図1参照）。この場合において、床面がじゅうたん、カーペット等で覆われているときは、当該範囲のじゅうたん、カーペット等の色彩等を変化させて表示すること。

なお、床面に表示することが困難な場合は、防火設備本体若しくはその直近の見易い個所に物件を存置してはならない旨及びその範囲を表示するものとする。この場合の表示は、容易に判別することができるもの（色彩、文字の大きさ等）とすること。

イ たて穴区画に設置された防火設備

防火設備本体若しくはその直近の見易い個所に物件を存置してはならない旨及びその範囲を、容易に判断することができるように表示すること。この場合の範囲の表示は、防火設備の閉鎖又は作動の障害となる範囲に限定せず、階段等の部分まで範囲を拡大して表示するよう指導するものとする。

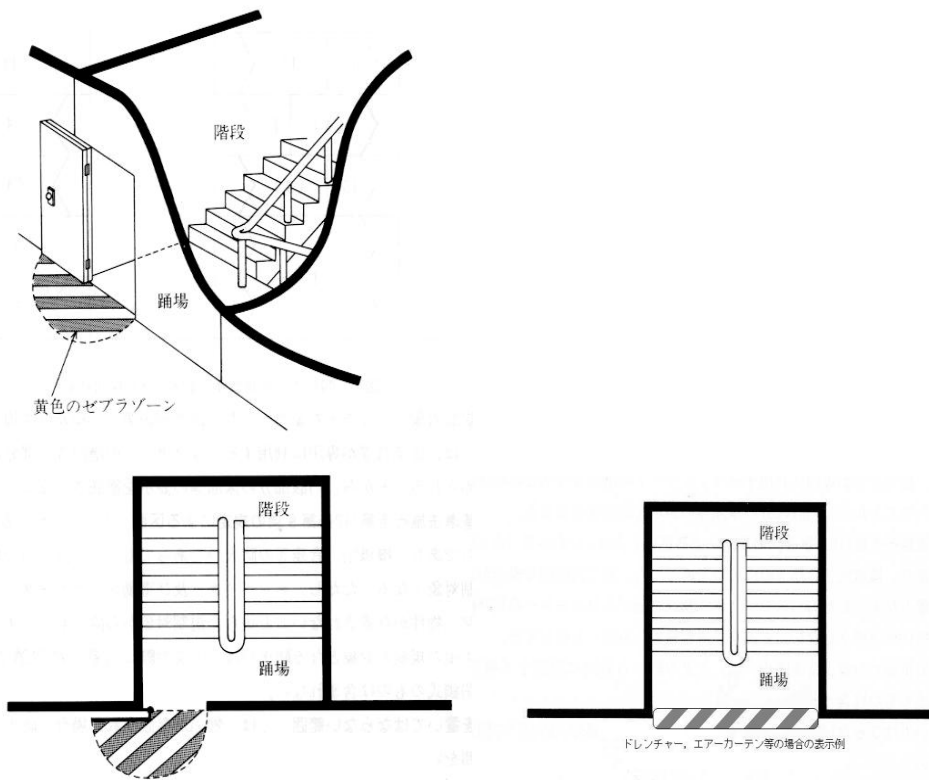


図1 物件においてはならない範囲の床面表示例

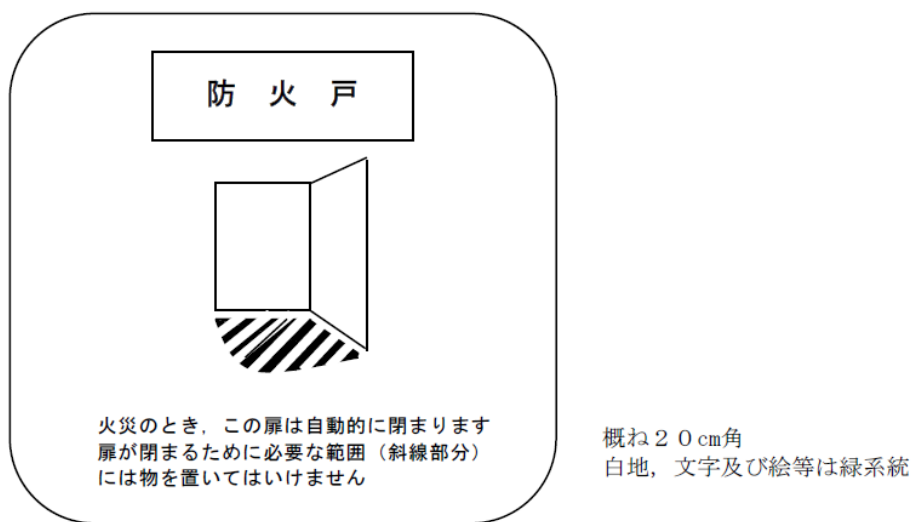


図2 防火設備本体の見やすい箇所への表示例

(準用)

第73条 第63条から第65条まで、第67条、第68条及び第70条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用されている防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場等、ディスコ等又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。
- 2 「**一時的に**」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ、他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。
- 3 本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場について規定したものではない。本条の防火対象物は、他に本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場は、他に用途を有しないから、劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場自体にほかならず、第63条、第64条等において既に措置済みであるからである。《第65条参照》
- 4 本条による第63条第1号及び第64条第1号の規定の準用の結果、一時的に劇場等の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないことになる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、第65条の適用の余地が大きいものと思われる。例えば、長いす又はパイプいすを数脚連結したものをを使用する場合などが含まれる。

(消防用設備等の管理)

第74条 次に掲げる防火対象物の消防用設備等の作動表示装置及び制御装置等は、防災センターにおいて、監視、操作等ができるように集中して管理しなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が11以上で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は地階を除く階数が5以上で延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 前2号に掲げる防火対象物以外の令別表1に掲げる防火対象物で、延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの

2 前項に規定する防災センターには、監視、操作等に従事する者として防災業務に精通した者を置かなければならない。

【解釈及び運用】

防火対象物の高層化、大規模化、深層化が進む中で、防火対象物の使用形態の変化と多様化、さらに管理形態の複雑化は著しく、万一、このような建物等において火災やその他の災害が発生した場合には、火災の発見、情報の伝達、初期消火、避難誘導、各種防災設備の取扱い及び消防活動などについての困難性が予想され、また、在館者や居住者に与える不安感によるパニックの発生も考えられる。

このような建物等では、火災等の災害が発生した場合の災害発見から鎮圧までの一連の防災行動を適切に、しかも効果的に行うため、正確な情報を収集、処理及び防災機器の監視、制御、操作等が集中して行うことができ、さらに防災行動の統率を図ることができる防災センター（省令第312条第8項第8号に規定する防災センターをいう。以下同じ。）を設けておく必要がある。

防災センターは、各種防災設備の監視及び制御を行う場所であるとともに、消防隊到着後の消防活動に係る情報収集や指揮統率の拠点としても活用され、防災上の管理運営の一元化を図るうえで極めて重要な役割を担っている。

また、省令第12条第1項第8号においても、一定規模以上の防火対象物では、総合操作盤（省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤をいう。以下同じ。）を防災センター、中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室その他これらに類する場所に設けることとされている。

これらのことから、本条では、一定の規模以上の防火対象物では、防災センターに総合操作盤を設置し、消防用設備等や特殊消防用設備等を集中して管理しなければならないことを義務付けたものであり、第1項では防災センターに総合操作盤を設け、消防用設備等や特殊消防用設備等を集中管理しなければならない防火対象物を、第2項では防災センターには、監視、操作等に従事する者についてそれぞれ規定している。

なお、建築基準法においては、一定規模以上の建築物等に係る設備の監視を中央管理室で行うことができると規定しているが、防災センターに中央管理室を含めて各種防災設備等の集中管理を行っても差し支えない。

1 第1項各号の規定により「防災センターに総合操作盤を設置し、及び消防用設備等又は特殊消防用設備等を管理しなければならない防火対象物」は、次表のとおりである。

政令別表第1に掲げる防火対象物の用途		規模等		
(1)項	地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上であるもの(※1)	地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000平方メートル以上であるもの		
(2)項				
(3)項				
(4)項				
(5)項	地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上であるもの(※2)		延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの	
				イ
ロ				
(6)項	(※1)、(※2)			
(7)項	(※1)、(※2)			
(8)項				
(9)項				(※1)、(※2)
ロ				
(10)項				
(11)項				
(12)項				
(13)項				
(14)項				
(15)項				
(16)項		(※1)、(※2)		
			イ	
ロ				
(16の2)項		延べ面積が1,000平方メートル以上であるもの		

2 法第17条第1項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する特殊消防用設備等を監視、操作するもののほか、建築基準法令に根拠を持つ設備を監視、操作するものについても併せてこれに含めるものとする。

さらに、法令根拠を持たないものについても、防火対象物の実態から見て必要と考えられるものについては同様に含めて指導することが望ましい。

防災センターにおいて集中管理を行う対象となるものは、総合操作盤により監視、操作等を行う消防用設備等のほか、これに類する設備等により監視、操作等を行うもので、次に示すようなものが想定される。

- ・非常用エレベーター
- ・防火戸及び防火ダンパー
- ・受変電設備、自家発電設備等
- ・監視用モニターテレビ
- ・ガス遮断弁
- ・防火対象物要所との相互同時通話装置
- ・機械換気設備及
- ・中央管理方式の空気調和設備
- ・その他防災上有効な設備等

3 防災センターを避難階に設ける場合は、直接地上に通じる出入口又はその出入口に至る歩行距離がおおむね20m以下となる出入口に面する位置とすること。(同一敷地内に独立して設けられた守

衛室等を含むものとする。)

また、避難階の直上階又は直下階に設ける場合は、直接地上に通じる避難上有効な階段の階段室の出入口又はその出入口に至る歩行距離がおおむね10m以下となる出入口に面する位置とすること。

なお、防災センターの位置を指導する際には、消防隊の進入又は到達が容易であることも併せて考慮すること。

4 防災センターと他の用途に供する部分とは、耐火構造の壁若しくは床又は自動的に閉鎖する防火設備で区画すること。

他の用途とは、防災センター要員の仮眠、休憩等の用に供する部分や洗面所等は、これに該当する。

5 防災センターの広さは、防火対象物の規模、設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等により異なるが、機器類が設置される部分を含めて床面積がおおむね30m²以上の広さをいう。

6 防災センターの位置、構造、設備及び管理については、条例に規定するもののほか、次の事項について指導すること。

(1) 加入電話（交換台を経由しない単独電話）又は火災通報装置を設けること。

(2) カーテン、ブラインド、じゅうたん等は、防災性能を有するものを使用すること。

(3) 総合操作盤その他これに類する設備は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定すること。

(4) 2方向避難ができること。ただし、避難上有効な開口部が直接屋外に面しており、ここから自力で安全に脱出できる場合は、この限りでない。

(5) 防火対象物の建築図面、設備図面、鍵等を備えつけておくこと。

(6) 空気呼吸器、防煙マスク等を備えつけておくこと。

(指定催しの指定)

第74条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

【解説】

平成25年8月15日に福知山市の花火大会において、河川敷に出店していた露店の関係者が、外気温及び発電機の排気によって高温になったガソリンの携行缶を開栓したことにより、ガソリンが噴出して周囲に飛散し、露店の火気器具から着火して火災に至り、死者3名、負傷者56名が発生する被害が出た。そのことを踏まえて、火災予防条例（例）の一部改正等について通知が発出されたことを受け、規定の整備を行ったものである。

【解釈及び運用】

本条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しについては、会場に多数の者が集合して混雑が生じることにより、火災発生時の消火及び避難が困難になり、重大な被害を招くおそれがあることから、関係者の役割及び責任を明確化し、防火管理体制の確保を義務付けるものである。

1 第1項

(1) 人命又は財産に特に重大な危害を及ぼすおそれ

「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの」とは、多数の露店等が出店し、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に容易に避難ができないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する。したがって、露店等の周囲において雑踏が発生しないこと、火災危険が著しく低いこと等が明らかである場合は該当しない。

(2) 指定催しの要件

露店等の数

露店等とは露店、屋台その他これらに類するもので物品等を提供し又は販売しているものを広く指すものである。また、露店等の数は、屋外に開設されるものを算定することとし、対象火気器具等の使用の有無は問わない。「公園、河川敷、道路その他の場所で露店等の出店数が 50 店舗を超えるもの」（平成 26 年 7 月 11 日田辺市消防本部告示第 1 号）を指定催しとして指定する。

なお、複数の者が実質的に共同して実施する屋外催しについては、露店等の数は合算して判断することとなる。

2 第 2 項

指定催しを指定するために必要な事実確認を行うため、「**当該催しを主催する者**」の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 第 3 項

指定催しに指定をしたときは、その旨を露店等管理者に対して書面をもって通知するとともに、公示することにより、市民及び当該催しの関係者に対して知らせるものである。

(屋外催しに係る防火管理)

第74条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第77条第7号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の規定による指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の計画を消防長に提出しなければならない。

【予防規則】

(指定催しの指定)

第19条の2 条例第74条の2第1項の規定による指定催しの指定は、告示して行うものとする。

(火災予防上必要な業務に関する届出)

第19条の3 条例第74条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第8号の2の火災予防上必要な業務に関する計画提出書により消防長に2通提出して行うものとする。

2 消防長は、前項に規定する計画提出書を受理したときは、その内容を審査し、その1通に様式第3号の届出済印を押して返付するものとする。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 防火担当者について

防火担当者は、資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関する計画（以下「指定催しに係る計画」という。）に基づく指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要がある。ただし、指定催しの露店等管理者が自ら防火担当者になることは妨げない。

(2) 指定催しに係る計画について

同項各号に指定催しに係る計画に最低限定めておく必要のある事項を掲げているものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

ア 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定めるとともに、業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する。

イ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

指定催しにおける対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いについて、あらかじめ把握する方法や指定催し当日における確認方法等について記載する。

ウ 対象火気設備等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第77条第7号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等及び危険物と観衆を近接させない等の火災予防上安全な会場の配置並びに指定催し当日の会場の配置を確認するための方法等について記載する。

エ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

対象火気器具等に対する消火器の準備等に関する計画及び指定催し当日における消火準備を確認するための方法等について記載する。

オ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

指定催しの会場の実態に応じ、火災発生時の初動体制について記載する。

2 第2項

指定催しを主催する者は、指定催しを開催する日の14日前までに指定催しに係る計画を消防長へ提出しなければならない。当該計画の届出を受けたときは、指定催しの概要を把握するとともに、事前に確認し、必要に応じて当該計画を是正するよう指導する必要がある。

第6章 雑 則

【解 説】

- 1 本章は、消防機関が、防火対象物の実態、火災予防上危険な行為等をあらかじめ正確に把握しておくために、各種の届出を定めるとともに、この条例の施行規則の制定につき、規則への委任について規定したものである。
- 2 消防法の体系においては、防火対象物の実態の把握は、法第4条の規定に基づく資料提出命令及び立入検査によって行うのが原則である。しかしながら、これらの権限は、当該防火対象物の関係者に対して発動されるものであって、防火対象物と関係のない行為（例えば、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為）については、行為者に資料提出を命じることはできないし、また、個別の命令により、防火対象物の関係者に対し、そのつど資料提出を要求することは、現実的には困難である。そこで、本章において、一定の行為をしようとする者に対して届出の義務を課し、いわば行為者の自動的届出を立入検査等の端緒とすることによって、消防機関の防火対象物等に対する実態把握の完璧を期すものである。もっとも、この点に関しては、条例により届出義務を規定しなくても、法第4条の資料提出命令を、消防長又は消防署長の行う一般処分（告示等によることになる。）の形で発することにより、同様の目的を達することができるとの見解がある。しかし、法第4条の規定は、個別の命令を予想したものであるから、一般処分によることは不適當である。
したがって、この場合、条例によることが適當と考えられる。
- 3 本章各条の規定による届出の対象は、防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置、火災とまぎらわしい煙等を発する行為等、指定洞道等、指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの5種である。
本章の規定による届出は、前述のとおり、これを契機として、更なる的確な実態の把握、助言指導を行う趣旨であるから、届出の対象について、法第4条の規定により、詳細な資料の提出を命じることを妨げないし、届出内容の検討結果に基づき、重点的な立入検査を行うべきものであって、届出書の記載のみによって、法第5条の規定に基づく命令を発することはできないものと解する。
- 4 本章各条においては、一定の行為をしようとする者は、その旨を消防署長に届け出なければならないとのみ規定しているが、これらの届出は、一定の様式に従った届出書によってするのが適當である。
したがって、第81条の規定に基づく予防規則において、その旨を規定している。
なお、行為者と消防機関が同一の届出書を共有することで、誤認を防ぎ、よりの確な助言指導が可能となることから、届出書は2部提出するよう指導するものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第75条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

【予防規則】

(防火対象物の使用開始の届出)

第20条 条例第75条の規定による防火対象物の使用開始の届出を必要とするものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令別表第1(1)項イ、(2)項、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、ロ、ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)、(16)項イ及び(16の2)項から(18)項までに掲げる防火対象物
 - (2) 令別表第1(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項ロ、(6)項イ(4)、ハ(前項に掲げるものを除く。)及びニ、(9)項、(12)項から(14)項まで並びに(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が30人以上(令別表第1(5)項ロ、(9)項ロ及び(12)項から(14)項までのものは、50人以上)のもの
 - (3) 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
 - (4) 前3号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる建築物で、地階、無窓階又は3階以上の階の床面積が50平方メートル以上のもの
- 2 前項の届出は、様式第9号の防火対象物使用開始届出書により消防長に2通提出して行うものとする。
- 3 消防長は、前項に規定する届出書を受理した場合は、検査を行い、当該防火対象物が令第2章第3節、省令第2章第2節及び条例第3章から第5章までに規定する基準その他法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合しているときは、その1通に様式第6号の検査済印を押して返付するものとする。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、政令別表第1((19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出の提出を義務付けたものである。
- 2 本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防職員が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防法をはじめ、建築基準法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分について速やかに是正措置を命じるための契機としようとするものである。その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である(使用開始後においては、違反部分が存する場合、改造のために営業停止等を行わなければならない、関係者自身不利益である。)。この時期を的確に把握することが本条の届出の第1の目的である。
- 3 次に、建築物(防火対象物)の防火上の安全性を図ることを目途に消防法第7条第1項で、消防同意が規定されている。しかし、この消防同意は、建築物(防火対象物)の計画段階で防火上の観点から審査し、火災予防行政の完璧を図らんとするものである。同意後又は同意なしで建築された建築物(防火対象物)について、消防機関が防火の専門家としての立場からチェックを行うことにより、欠陥

のないより安全な建築物（防火対象物）を確保する必要がある。

したがって、建築された建築物（防火対象物）についての資料提出の必要性が存在する。本条の届出書に建築物（防火対象物）の配置図、各階平面図等を添付させることにより、この目的を達することができる。

- 4 届出の期限は使用開始日の7日前であり、それ以前の届出を強制することはできないが、配置等が具体化した際には可能な限り早期に提出することにより、計画の不備を早期に確認可能となり、届出者にとっても対応しやすくなるものである。
- 5 本条の届出義務者は、「**それぞれの用途に使用しようとする者**」であるが、それは、所有者、賃貸人その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者である。この届出は、用途を単位とするものであるから、従前の用途を変更する場合には、変更後の用途に使用する者は届出をしなければならないが、用途の変更なしに、使用者のみが変更する場合の届出は要しない。
- 6 本条の届出は、同一敷地内の防火対象物（棟）について一括して行うのが消防機関の事務処理上も、また、届出者の便宜上も適当である。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第76条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性の蒸気又はガスを発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付け面積が2平方メートル以上である炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (5) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (6) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に掲げるものを除く。）
- (7) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (10) 火花を生じる設備
- (11) 放電加工機
- (12) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力が50キロワット以下のものを除く。）
- (13) 急速充電設備（全出力が50キロワット以下のものを除く。）
- (14) 燃料電池発電設備（第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (15) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第18条第4項に定めるものを除く。）
- (16) 蓄電池設備
- (17) 設備容量が2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (18) 水素ガスを充てんする気球

【予防規則】

(火を使用する設備等の設置の届出)

第21条 条例第76条第1号から第17号までに掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、当該設備等の設置工事に着手する日の5日前までに、設置する設備に応じ、次に掲げる届出書を消防長に2通提出して行うものとする。

- (1) 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機設置届出書（第10号様式）
- (2) 燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書（第11号様式）
- (3) ネオン管灯設備設置届出書（第12号様式）

2 消防長は、前項に規定する設備等の設置工事が完了した場合は、検査を行い、条例第2章第1節に規定する基準に適合しているときは、当該届出書の1通に様式第6号の検査済印を押して返付するものとする。

(水素ガスを充てんする気球の設置の届出)

第22条 条例第76条第18号に掲げる水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、設置する日の3日前までに、様式第13号の水素ガスを充てんする気球の設置届出書により消防長に2通提出して行うものとする。

2 消防長は、前項に規定する届出書を受理した場合は、条例第23条に規定する基準により内容を審査し、火災予防上支障がないと認めるときは、その1通に様式第3号の届出済印を押し、必要事項を記入して返付するものとする。

【解釈及び運用】

1 本条は、第2章第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。これは、一定規模以上の設備を設置しようとする者に対して届出義務を課し、いわば自動的届出を立入検査等の端緒とすることによって、消防機関の防火対象物に対する実態把握の完璧を期そうとしたものである。

なお、各設備の概要については、第2章第1節各条の【解釈及び運用】を参照のこと。

2 第3号

「**据え付け面積**」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据え付け面積を基準に炉の設置面積の対象を定めたのは、炉の規模、それに伴う火災危険性は、据え付け面積におおむね集約することができるからである。

3 第4号

厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のときに届出を義務付けたものである。厨房設備の位置及び構造の基準については、第2条第3項の「不燃区画室」の規定を準用していることから、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となるとき、当該厨房室を不燃材料で区画する必要があるため、届出させることにより適切な指導、助言を行おうとするものである。

4 第5号

条例別表第1に掲げる温風暖房機（入力が70キロワット以下のもの）については、「火災予防上安全

な距離」として別表第1に離隔距離を規定しているが、入力70キロワットを超える温風暖房機については、一律に決め難く、そのつど判断することとして「火災予防上安全な距離」を規定していない。この場合において、「火災予防上安全な距離」については、「防火性能評定委員会」で評定を行い、「火災予防上安全な距離」を温風暖房機本体に表示することとなった。そのため、入力70キロワットを超える温風暖房機を設置するのに当たり、届け出させて適正な「火災予防上安全な距離」の確保を図ろうとするものである。

なお、第6号に規定する給湯湯沸かし設備について届出義務を課したのも、同じ理由からである。

5 第6号

本号の規定による届出義務があるボイラーは、次に掲げるもの（個人の住居に設けられるものを除く。）が該当する（第6条の【解釈及び運用】1を参照のこと。）。

- (1) 労働安全衛生法の適用を受けない防火対象物に設置されたボイラー
- (2) 簡易ボイラー

なお、設置するボイラーの分類に応じた届出の提出先は、次表のとおりである。

表 ボイラー設置届出の提出先

ボイラー分類	届出の提出先
労基ボイラー	所轄労働基準監督署長
移動式ボイラー	〃（注）
小形ボイラー	なし（注）
簡易ボイラー	所轄消防署長

注 第6条の規定は、小型ボイラー及び移動式ボイラーにも適用されることから、これらのボイラーについても、簡易ボイラーと同様に届け出るよう指導すること。

6 第7号

本号に規定する「乾燥設備」は、次に掲げる三つの要件のうち、一つでも該当する場合は届け出を必要としない。

- (1) 入力17.5キロワット未満のもの
- (2) 乾燥設備の据付面積が1平方メートル未満のもの
- (3) 乾燥物収容室の内部容積が1立方メートル未満のもの

7 第9号

入力70キロワット以下の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機は、JISに適合するとともに、公的検査機関の行う検査に合格する必要があるが、入力70キロワットを超えるものは、JISがなく、「防火性能評定委員会」で評定を受けることとなっている。この評定を受けたことを確認するため、届出義務を課したものである。

ガス機器メーカーでは、冷暖房の能力を出力（単位：馬力）で表示しているため、入力の70キロワットを出力に換算すると、約26馬力に相当する。

したがって、26馬力以上の冷暖房能力を有するヒートポンプ冷暖房機を設置するときに届出が必要となる。

8 第13号

本号の規定による届出義務がある急速充電設備は、全出力が50キロワットを超え200キロワット以下の設備が該当する。急速充電設備の全出力に応じた届出の種類は次のとおりである。

（条例第17条の2【解釈及び運用】2(1)を参照のこと。）

全出力	必要な届出
50キロワット以下	必要なし
50キロワット超200キロワット以下	火を使用する設備等の設置の届出【急速充電設備】
200キロワット超	火を使用する設備等の設置の届出【変電設備】

9 第16号

本号は、設備の容量が4,800Ah・セル以上の蓄電池設備で、その容量の算定方法については、条例第19条蓄電池設備の解釈及び運用を参照すること。

10 第18号

「水素ガスを充てんする気球の設置」とは、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。

したがって、掲揚のみならず係留を含み、掲揚前に一定時間けい留する場合は、けい留前に届け出を要する。また、届け出た掲揚又はけい留期間が過ぎて掲揚又はけい留を行う場合は、新たに届出を要するものである。

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第77条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長又は分署長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他これらに類する催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店の開設又は道路の工事若しくは占用
- (6) 映画スタジオ又はテレビスタジオ以外の場所での映画撮影(16ミリメートル以下のフィルムを使用)
- (7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設
(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

【予防規則】

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第23条 条例第77条第1号から第7号までに掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、同条第1号に係る届出にあつては実施する日の前日までに、同条第2号、第3号及び第6号に係る届出にあつては実施する日の5日前までに、同条第4号及び第5号に係る届出にあつては実施する日の3日前までに、同条第7号に係る届出にあつては実施する日の14日前までに、次に掲げる届出書を消防署長又は分署長に2通提出して行うものとする。ただし、同条第1号に係る届出については、当該届出書の提出に代えて口頭により行うことができる。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第14号様式）
- (2) 煙火打上げ・仕掛け届出書（第15号様式）
- (3) 催物開催届出書（第16号様式）
- (4) 水道断・減水届出書（第17号様式）
- (5) 道路工事・占用届出書（第18号様式）
- (6) 映画撮影届出書（様式第19号）

(7) 露店等の開設届出書（第20号様式）

- 2 消防署長又は分署長、前項各号に掲げる届出書を受理したときは、その内容を審査した上、その1通に様式第3号の届出済印を押し、必要事項を記入して返付するものとする。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある7種の行為を掲げ、その届出について規定したものである。
- 2 第1号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存するものであるが、更に、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関が把握していなければ、市民が火災と誤認することによって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。第1号の規定は、これを避けるため、行為者に一般的に届出義務を規定したものである。

なお、たき火に類する行為にあつては、行為の規模、場所等を勘案し、第34条に定める例により指導すること。

- 3 第2号については、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項（ただし書に該当する場合を除く。）の規定により知事の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合には、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定が適用される。そのため、火薬類取締法に基づく消費許可申請書が提出されるものについては、所轄消防署長又は分署長に対する届出は要しないものとして取り扱う。
- 4 第3号の行為は、本来は劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場以外の用途に供される非特定防火対象物における一時的な催物開催のみを指すものである。

非特定防火対象物とは、本来、特定の人々が入り出し、勤務する場所であり、そのため、消防法令上の取扱いも特定防火対象物に比べてハード、ソフト両面にわたり規制が緩やかになっている。したがって不特定多数の人々を収容する催物を非特定防火対象物において開催するときは、事前に届け出させ、第73条の準用規定が遵守されているか否かをチェックすることにより、防火安全の向上を図ろうとするものである。

「催物」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう（興業場法第1条第1項参照）。

- 5 第4号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合をいう。
- 6 第5号の道路の工事には、消防自動車は全く通行できない場合に限らず、片側通行止等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。
- 7 第7号は、第26条第1項第9号の2に規定されている「多数の者の集合する催し」において、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合に届出が必要となるが、次の場合は例外とする。
- (1) 発電機のみ使用であっても、消火器の準備は必要であるが、届出の必要はないものとする。
- (2) スーパー等の敷地内で営業する露店等は、防火対象物の一部とみなし、届出の必要はないものとし、消火器の準備を口頭指導する。

- 8 本章の届出における届出義務者は、すべて行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者である。

したがって、例えば、第4号の水道の断減水、又は第5号の道路の工事については、水道管理者又は道路管理者自身が行う場合は水道管理者又は道路管理者が、請負契約により行う場合は当該請負人が届出義務者である。

なお、第3号の催物の開催については、開催者（主催者）が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。

（指定洞道等の届出）

第78条 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため、必要に応じ、人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【予防規則】

（洞道等の指定及び届出）

第24条 条例第78条第1項の規定による洞道等の指定は、告示して行うものとする。

2 条例第78条第1項の規定による通信ケーブル等の敷設する指定洞道等の届出は、様式第21号の指定洞道等届出書により消防長に2通提出して行うものとする。

3 消防長は、前項に規定する届出書を受理したときは、その内容を審査した上、その1通に様式第3号の届出済印を押し、必要事項を記入して返付するものとする。

【告示】

○消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定

(田辺市消防本部告示第4号)

田辺市火災予防条例（平成17年田辺市条例第179号）第78条第1項の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等を、平成17年5月1日から次のとおり指定する。

洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で長さ（洞道、共同溝及び地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が30メートル以上のもの

【解釈及び運用】

1 洞道内で火災が発生すれば地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限にされた空間内で消防活動を行わなければならない、活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、構内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。

また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有している。

そこで本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期する

ことを目的とするものである。

- 2 本条第1項に規定する通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当すること。ここで「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

また、「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいうものである。

- 3 届出の対象となる洞道等は、前述の洞道等のうち消防長が、「火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもの」として指定したものであり、「火災が発生した場合に重大な支障を生ずるおそれ」の有無については消防長が洞道等及び消防力等の実情から判断している。

指定の方法としては、規模等に着眼して一定の洞道を指定するか、個々の洞道等を個別に指定するかの2方法があるが、予防規則第24条の規定により長さ30m以上の洞道等を告示で指定している。

なお、「洞道」、「共同溝」及び「その他これに類する地下の工作物」のいずれも指定を必要とし、「地下の工作物」の次の括弧書き（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするずい道に限る。）の規定は、本条の趣旨から「その他これらに類する工作物」だけに係るものでなく、「洞道」及び「共同溝」にも係ると解せられる。また、1の洞道等で2以上の市町村の区域にわたって設置されるものの指定に当たっては、関係市町村の消防長等が相互に連絡を密にすることが必要である。

- 4 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りるものである。

- 5 「届出事項」は、次のとおりである。

(1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

第1号の届出事項については、洞道等の平面的な経路を把握するとともに、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものであるが、その内容は、図1の例に示されている程度で足りるものである。

これは、届出に係る洞道等が社会的に極めて重要な役割を担っていることから、その情報の取扱いについて特に慎重を期する必要があるための措置である。

したがって、洞道等の状況に応じ、立入り等により実態を把握しておくことが必要である。

第57条の3 (指定洞道等の届出)

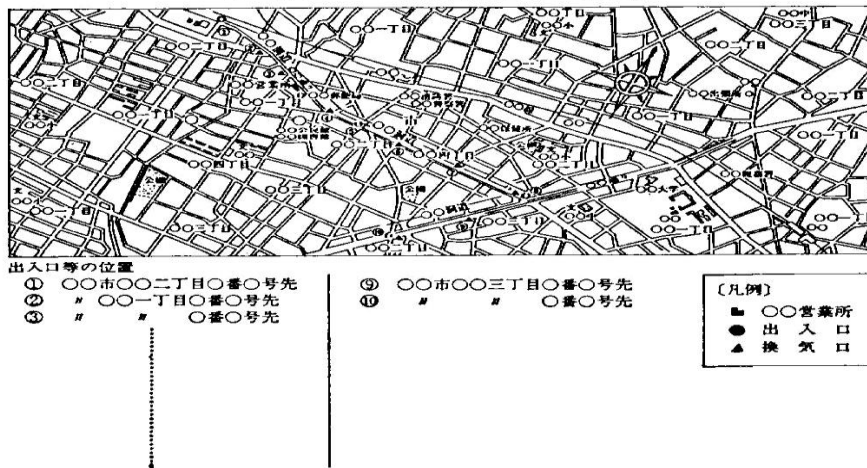


図1 洞道経路図

(2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

第2号の届出を要する主要な物件としては、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しないものである(表1参照)。

これは、前号と同じ趣旨によるものである。

敷設物件とその概要

敷設物件	概要
通信用ケーブル	難燃シートでカバーされている。難燃ケーブルが敷設されている。
電気設備	洞道内の照明及びその他の施設の電源となっている。
排水設備	排水ポンプにより洞道外に排水する。
換気設備	送風機により洞道内を換気する。
防水設備	換気口に防水設備を設置している。
金物設備	金物によりケーブルを支持し、又は、作業台、階段等を設置している。
連絡電話設備	洞道内における相互の連絡及び外部との連絡用に設置されている。
消火設備	洞道内の出入口の近辺に消火器を常備している。

表1 主要な敷設物件の記載例

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

第3号の届出事項については、関係者により指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるように規定されたものである。

安全管理対策としては、次に掲げる事項が明らかとされているものであること。

ア 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、7に説明する難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨記載させること。

イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊等への情報提

供等に関すること。

エ 職員の教育及び訓練に関すること。

6 第2項の「**重要な変更**」とは、指定洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更などが考えられるものである。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても同様に変更の届出を要するものである。

いずれにしても本条の届出は、消防機関が消防活動対策上及び安全管理指導上最低限必要な事項の届出を想定したものである。

7 ケーブル及びケーブル被覆材については、次の難燃特性を有するものが適切である。

(1) 燃焼性

燃焼性については、米国電気電子学会（Institute of Electrical Engineers、略称IEEE）の規格383に適合するもの

(2) 発煙濃度

発煙濃度については、米国基準局（National Bureau of Standard、略称NBS）の発煙濃度試験法（American Society for Testing and Material's 略称ASTMの規格E662）により測定された濃度が400以下のもの

8 ハロゲン化水素発生量

ハロゲン化水素発生量については、ハロゲン化水素（ふっ化水素を除く）発生量が350mg/g以下で、かつ、ふっ化水素発生量が200mg/g以下のもの

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第79条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【予防規則】

（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）

第25条 条例第79条第1項の規定による少量危険物（指定数量の5分の1以上の指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。）及びの指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとするときの届出は、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の7日前までに、様式第22号による届出書により消防長に2通提出して行うものとする。

2 条例第79条第2項の規定による廃止の届出は、様式第23号による届出書を提出して行うものとする。

3 消防長は、第1項に規定する届出に係る貯蔵し、又は取り扱う場所が設けられた場合は、検査を行い、令第2章第3節、省令第2章第2節及び条例第3章に規定する基準に適合しているときは、当該届出書の1通に様式第6号の検査済印を押して返付するものとする。

【解釈及び運用】

1 第1項

少量危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出についての規定である。

2 第2項

少量危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱いを廃止しようとする者の届出についての規定である。

(タンクの検査及び手数料)

第80条 消防長は、前条第1項の規定による届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項の規定による検査を受けようとする者は、田辺市手数料条例（平成17年田辺市条例第81号）に定める額の手数料を納めなければならない。

【解釈及び運用】

少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査について、これらを製造し、又は使用する者から申出により消防長が当該検査を行うことを定めたものである。

また、法の規定に基づく事務及び前項の規定に基づく検査に係る手数料を徴収する旨及びその額について、地方自治法第228条第1項の規定に基づき定めたものである。

1 タンク検査要領は、下記のとおりとする。

(1) 検査の時期

政令の規定に基づくほか、外面塗装の前に行うものとする。

(2) 検査の要領

ア 水圧検査 規定の圧力をかけ鋼板溶接部分の付近（溶接部分の両側）をテストハンマーにより軽打して行う。ただし、アルミニウム等テストハンマーで軽打した場合、鋼板を著しく損傷すると認められる材料を使用するタンクにあつては、この限りでない。

また、タンクで中仕切のあるものは、中仕切板を保護するため、各室同時に行うものとする。

イ 水張検査 満水の状態でテストハンマーにより溶接部の付近（両側）及び水頭圧を受ける底部（下部側板を含む。）を軽打して行うものとする。

2 手数料

田辺市手数料条例 別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の額（1件につき）
1～17（略）	（略）
18 田辺市火災予防条例第80条第1項の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	(1) 水張検査 6,000円 (2) 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量600リットルを超えるタンク 11,000円

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第80条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

【予防規則】

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第26条の2 条例第81条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第(1)項から第(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物でも法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第81条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第26条の3 条例81条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、田辺市ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

【解釈及び運用】

1 制定趣旨

本条は、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に当該防火対象物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

2 命令を行った場合の公示との違い

違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、その対象物等に関する命令内容を公示することになるが、命令に係る公示に至るまでには相当な時間を要することら、その間、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となる。

このため、違反処理とは別の情報公開制度の一環として、早期に違反を公表するため本条を規定したものである。

3 公表の対象となる法令違反の内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が、法第17条第1項に基づく令第11条、第12条若しくは第21条で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例第56条、第57条若しくは第59条で定める技術上の基準に従って設置されていないものが公表の対象となる違反である。「設置されていないこと」とは、それぞれの設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。

(委任)

第81条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰 則

- 1 本章は、法第9条の4の規定に基づいて制定された第39条、第40条、第50条及び第51条の規定に違反した者に対する罰則を定め、併せて使用主に対する両罰規定について定めたものである。
- 2 本章は、法第46条の規定に基づいて設けられたものである。ここで、同条は、地方自治法第14条第5項の特別規定であるため、法第9条の4に基づくこの条例第3章の規定違反に対しては、法第46条に定める限度以上の罰則を科することができない。また、同条の反対解釈として、法第9条の規定に基づくこの条例第2章（第4節を除く。）の規定違反に対しては、法に罰則を定める根拠がないため全く罰則を付することができないと解せられる。これについては、実質的に両者の違反を比較した場合、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準違反の方がより大きな法益を侵害するものであるためと考えられる。

これに対し、この条例の第5章及び第6章の規定は、消防法自身にその根拠規定を有するものではなく、地方自治法第14条第1項の規定による自治事務条例としての性格を有するものであるため、法第46条の解釈の直接の対象となるものではなく、法律的には、地方自治法第14条第3項の規定による罰則を付しうるはずである。しかし、同条同項の罰則の限度は、法第46条の罰則の限度より高いこと、及び第2章（第4節を除く。）の規定違反には罰則を付し得ないことを等を考え合わせて、第6章については、均衡上罰則を設けないこととしている。

なお、第2章第4節（第38条）については、法第4条又は第22条第4項関係の違反として、法第44条第2号又は第13号によって処理されるものであるため、この条例における罰則制定の問題は生じない。

また、第2章及び第5章の規定についても、これらは法第7条の消防機関の同意に際して判断の基準となるものであり、さらに、法第5条の要件に該当する場合には、必要な措置について命令を発することができるものであるが、この命令違反に対しては、法第41条第1項第1号の規定による罰則が科せられるものである。

- 3 第83条は、いわゆる両罰規定に関する定めである。

法律が行政罰として条例に違反した者に対して刑罰を科することを認めているのは、行為者の能力又は主観的認識を問題とせず、もっぱら違反事実の発生を防止し、行政目的の達成を担保しようとするためである。したがって、当該行政目的達成のために必要な限度において、違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、かく解することはまた、地方公共団体に対し、その行政目的を達成するために広範な条例制定権が認められた趣旨に適するものであろう。地方自治法第14条第3項に関して、現に、行政事例は、これに基づく両罰規定の制定を認めている。

したがって、本条においても、多くの行政法規の例に従って、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第39条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第40条の規定に違反した者
- (3) 第50条又は第51条の規定に違反した者

【解釈及び運用】

- 1 本条は、第39条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の5分

の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第40条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、第50条（可燃性液体類等）又は第51条（綿花類等）の規定に違反した者に対する罰則を規定している。

2 本条は、少量危険物等に関する基準の違反行為者に対して適用される。

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

【解釈及び運用】

1 本条は、第82条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。

2 行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。

したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業員の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。

3 「**人の代理人**」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。

4 ただし書は、免責に関する規定である。ただ、ここで注意を要するのは、法人の「代表者」が違反行為をした場合においては、その法人は責を免れず、常に法人と代表者との両方が罰せられることである。これは、法人又は人の「代理人、使用人その他の従業者」の業務上の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰するのは、その法人又は人の監督注意義務違反に対する責任を問うものであるため、その無過失を証明する場合には処罰されないこととしているのであるが、法人の「代表者」の場合にはこのような監督関係はなく、むしろ法人と同格関係にあるからである。

附 則

1 この運用基準は、平成18年9月1日から運用する。

2 令和4年3月改正

3 令和8年3月改正